平成29年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録(第7日目)

本日の会議 平成29年3月22日 招集場所 長与町議会議場(第1委員会室)

出席委員

委	員 長	喜々津英世	副委員長	中 村	美 穂
委	員	安 部 都	委員	安 藤	克 彦
委	員	金 子 恵	委員	岩 永	政 則
委	員	山口憲一郎	委員	堤	理 志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 中山庄治 係 長細田浩子

説明のため出席した者

副町長 鈴木典秀 教 育 長 勝本真二 総務部長 荒木重臣 企画財政部長 久保平 敏 弘 緒 方 哲 建設産業部長 住民福祉部長 勝 久 松 健康保険部長 谷本圭介 教育次長 带田由寿 会計管理者 谷本 清

本日の委員会に付した案件

請願第 1号 公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書

議案第 13号 平成28年度長与町一般会計補正予算(第5号)

議案第 17号 平成29年度長与町一般会計予算

開 会 9時31分

散 会 13時19分

〇委員長 (喜々津英世委員)

皆さん、おはようございます。始める前に傍聴人の皆さま方にもお願いを申し上げておきます。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか電源を切るかということでご協力をお願いいたします。

それでは定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。本日は、請願1号公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書を議題といたします。委員会初日に決定しておりましたとおり本日は紹介議員からの説明、あるいは参考人の皆さん方からの意見聴取、こういったことを行いたいと思っております。請願の審査を行う上での進め方、留意事項について、事務局に説明をさせます。細田課長補佐。

〇課長補佐 (細田浩子君)

それでは事務局から意見聴取の流れと留意事項についてご説明いたします。参考人の 方には既に意見陳述に係る説明をいたしまして、別室に待機をしていただいております。 この後休憩を入れて、紹介議員並びに参考人の方に入場、ご着席いただき席に着かれま したら、休憩を解き、まず初めに紹介議員の説明を行います。次に参考人意見聴取を行 う旨の発言の後、委員長から参考人をご紹介いただき、委員長の指名により1人ずつ意 見陳述をしていただきます。参考人の意見陳述が終わりましたら質疑を行います。その あと参考人意見聴取を閉じて休憩を入れ、紹介議員及び参考人に退場していただき、そ の後、討論採決、そのような流れで考えております。以上です。

○委員長(喜々津英世委員)

委員の皆さんにお諮りをします。ただいま事務局が説明した手順に従って審査を進めていきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

紹介議員、参考人の皆様おはようございます。本日はご出席いただきまして誠にありがとうございました。まず、傍聴人の皆様に申し上げておきたいと思います。傍聴人は議事について可否を表明し、又は騒ぎたてることは禁止されておりますので、どうかご静粛に傍聴いただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それではまず初めに紹介議員の説明を行いますが、本請願では河野龍二議員及び堤理 志議員が紹介議員となっておられます。代表して河野龍二議員の説明を求めます。

河野龍二議員。

〇議員 (河野龍二議員)

おはようございます。それでは、請願1号公共施設使用料の4月施行の延期を求める

請願書の請願趣旨の説明をさせていただきたいと思います。請願趣旨としては昨年12 月定例議会で公共施設の使用料が4月1日から改定され町民の皆さんの使用が有料にな るということで、町民の十分な理解が進んでない中、4月施行を延期して議会行政が十 分な協議を行ってほしいというのが、冒頭に書いてあるとおりであります。中身につい ては、一読していただければご理解いただけるというふうに思います。私からは、先日 の私の一般質問の中でも町が公共施設の使用料の改定についての観点を3つ述べました が、この部分がやはり、私としては十分理解できないと。公平性の担保、施設使用の適 正化、自主財源の確保、この観点からも全く不十分な中で提案されたのではないかとい うふうに感じております。一般質問の中でも述べましたように、公共施設の使用料、公 共施設の問題は、社会教育法に基づいて運営されております。その中で、この社会教育 法は憲法の26条に基づいて施設が設置されたりだとかという形で行われてます。その 26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教 育を受ける権利を有する。」というふうになっております。つまり国民が勉強したり調 べ物をしたり運動したり、こういうことに差別はあってはならないというのがこの憲法 の趣旨であります。特に公共施設は子供から高齢者まで、また病気を持っていっても障 害を持っていても、また外国人の方でも無差別に平等に利用できます。受益者負担とい うのは、公共施設により特に利益を受ける人から特に徴収するというのが私は考え方だ と思います。公共施設の活動は特に利益を受けるのではなくて、その成果が社会全体、 地域全体に一般化されていくというふうに考えます。社会教育での趣味の活動も個人的 なものにとどまらず、具体例を申しますと、絵画など絵があれば、その絵が多くの人の 目を楽しませる。全体に共有されるものになっていくと思います。ある人がこういう文 章を作っておりました。ベネズエラの社会教育の一環であるLシステマ、これは楽器を 無料で貸与する少年非行防止のプログラムだそうです。当然その参加者利益となるがそ こに留まらず、演奏を通じて人々を幸せな気持ちにさせ勇気を与える。この中から世界 的な指揮者が生まれたということで、これは個人の受益じゃなくて、人々の受益になる という考えがあるというふうな文章がありました。特定の人が使っているというこの問 題は、公共施設の弱さを一定反映しているのではないかと思います。1人のものだけで はなく多くの人たちの利益になっていく。限られた人たちだけが使う状況ではなく、多 くの人に門を開いていく、これが必要だと私は考えます。こうした問題をぜひ十分、議 員の皆さんで再度検討していただくよう、以上をもちまして請願趣旨といたします。

○委員長(喜々津英世委員)

ありがとうございました。続きまして、参考人の皆さんから意見聴取を行いたいと思います。まず、参考人のご紹介をさせていただきます。陳述の順序によってご紹介をさせていただきます。まずお1人目は丸田郷にお住まいのゲートボール協会会長森勝美さんの代理であります森山泰夫さんであります。お2人目が吉無田郷にお住まいの内田政信さんです。3人目が吉無田郷にお住まいの永友勝洋さんです。4人目が嬉里郷にお住

まいの川口美人さんです。もうひと方、請願人がおられまして参考人としてご案内をしておられましたけれども、どうしても都合で10時半ぐらいにならないと参加できないということで、遅れて来られるということでありますので、とりあえず紹介だけを先にさせていただきます。5人目は吉無田郷にお住まいの山内光次さんでサッカー協会の会長であります。以上、紹介を終わります。参考人の方は着席のままで結構です。指名いたしますので、1人おおむね3分程度で意見陳述をお願いをしたいと思います。ご理解いただけますか。ありがとうございます。

ではまず初めに、森山泰夫さん、お願いいたします。

〇森山泰夫君

それでは今指名がありましたゲートボール協会の代理できました森山泰夫でございます。 使用料値上げの延期について請願の理由を述べたいと思います。

まず第1点は、延期の理由は健康増進、生きがい対策、スポーツの振興、競技力の向上を図るため陸上競技場、ふれあい広場などが海を埋め立て完成させ、一貫して今日まで無料で開放してきたところであります。当時の元町長の吉田町長、葉山町長の代からスポーツの町、ソフトボールの町として知られてきました。30年前一般女子が2度にわたり全国優勝したことも無料で小学校やふれあい広場を開放したからでもあります。その時の監督がここにいる喜々津委員長ではなかったかなと思いますし、妹さんもその優勝メンバーであったと記憶しております。2点目は、現在の町長は幸福度日本一を唱えていますがその姿は見えません。3点目として、そもそもこの請願は、ふれあい広場や陸上競技場、天満宮公園などは無料から一転して1時間1080倍の値上げであります。値上げの常識が著しく逸脱しているからであります。4点目として、最後にここで一旦、白紙に戻すための条例を本議会で追加提案するか、臨時議会を早急に開催して廃止をして、廃止の上は使用料調査特別委員会をつくり、じっくり研究、検討して町民に応えてくれるのが筋だと思います。簡単ですが私の請願の理由といたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ありがとうございました。

続きまして内田政信さんお願いいたします。

〇内田政信君

おはようございます。ターゲットバードゴルフ協会の会長をしています吉無田郷の内田でございます。今回の施設の使用料の減免率を100%とか70%、50%、こういうような提案をされておりますけども、この施設使用料の原資となっている、先ほども話がありました1080円についてどんな検討されたのか、町民は納得してないと思います。したがって、今回の有料化については4月からの施行を延期していただいて、町民が納得するまで議会と行政で議論を尽くしていただきますように要望をいたします。以上でございます。ありがとうございました。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ありがとうございました。続きまして、永友勝洋さんお願いいたします。

〇永友勝洋君

長与町ラグビー協会の永友といいます。会長の浦敏明が他の地方に行っていますので、 私が一任されましたので代理で勤めます。1889年長与村が形つくられて130年、 ずっと長与町の公共サービス施設で有料というのは130年間ありませんでした。その 恵まれた環境で自由に伸び伸びスポーツや文化活動に取り組んでいた長与町民は、今回 の突然の条例化に本当にびつくりしました。この突然の出来事に、1月28日、3地区、 上長与、南交流センター、多目的ホールで行われた議会報告会、議員の皆さんはそれぞ れ出席されたと思いますが、その議会報告会で等しく困惑と怒りの声が上がったのは当 然のことであります。町民の怒りにお構いなく理事者側は事を進め、議会は同じくこれ を認め、議会も承認したからとばかりにどんどん体育協会に説明会、自治会に説明に行 かれたのかちょっと記憶にないんですけど、それから役場からの広報ながよという広報 紙、自治会の広報に計画をPR、あたかも決まったかのごとくどんどん印刷の波が役場 の方から出てきました。町民抜きの拙速に危機感を抱いた私ども有志が、この拙速の暴 挙にストップをかけるべく反対の署名活動を起こしました。署名は5,000名の反対 が出ました。これは町民の不満が渦巻いているということだと思います。町民ファース トという観点でもう一遍町民に語りかけてください。町民はそれを待っているんです。 町長のほっとミーティング、町民会議、方法はいくらでもあります。町長、一遍、立候 補されたときの気持ちに戻って1番前に出てほっとミーティング、町民会議などをやっ て訴えてください。みんな待っております。終わります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に川口美人さん、お願いいたします。

〇川口美人君

おはようございます。ご指名いただきましてありがとうございます。私は本日の総務 文教委員会に参考人として出席を求められました。今、私はグラウンドゴルフ協会の長 与町の会長をしておりました。本日はちょうど県の国体の予選、それから県民体育祭の 予選のために、大会がふれあい広場で開かれておるわけでございます。朝6時半から出 て行きまして準備かれこれ、地元でございますので受け入れをしてきたわけでございま すけれども、今日は公共施設の使用料の4月施行ということで、私はある機関紙の中で この事実を知ったわけでございます。一言で言いますと、只今、各参考人のお話があり ましたように、なんで住民不在の政治が、どこで行われて、結果的にこういう状況にな ったのか、全く私もそこが見えないわけでございます。各自スポーツ振興審議会の委員、 それから体育指導委員の委員、あるいはソフトボール協会の会長、あるいは社会体育指 導委員、そういった諸々のお世話をさせていただいてきたわけでございますけれども、 これはあくまでもスポーツを通じて町民の触れ合いの場を作っていく、そういう大きな 目的のためにお世話をしてきたわけでございます。ですから、そういう立場、立場にお いて2足も3足もわらじを履きながら、町民の触れ合いのコミュニケーションを図りながら現在まで来ておるわけでございます。また、現在もその気持ちは変わらないわけで、そういうことで諸々の請願に関しては、内容については各参考人の意見と私も全く同意見でございまして、この委員会の議員の皆さん方の善良なる、何ていいますか、議員としての町の最高議決機関で、もう一度これを見直していただくということを強く要望するわけでございます。一つ、この委員会で採択をしていただきまして、そして、町行政に対して決議をしていただきますよう切にお願いを申し上げます。あと諸々の質問に対して、それぞれお答えをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〇委員長 (喜々津英世委員)

紹介議員あるいは参考人の皆さん方からの意見陳述が終わりました。これから質疑を 行いますけれども、質疑の前に委員長として、請願の中身ではなく基本的事項について 整理をするため、若干、質問をさせていただきたいと思います。

この請願権というのは国民の権利であるわけでして、個人法人問わず請願できるということで理解をしております。会議規則第89条第1項では、請願書には邦文、要するに日本語で請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所、氏名、法人の場合にはその名称及び代表者の氏名を記載し、押印しなければならないとなっております。今回の請願書については、その写しを参考人の皆さん方のお手元に机の上に配布しておりますけれども、まず請願団体名、役職名、氏名、これに間違いないか確認をしたいと思います。間違いありませんか。いいですか。

川口参考人。

〇川口美人君

長与町グラウンドゴルフ協会の会長の川口美人でございます。住所、氏名には間違い ありません。

〇委員長 (喜々津英世委員)

それぞれ各協会とも間違いないということで確認をいただきました。よろしいですね。何を私が申し上げたいかと申しますと、本来、皆様方の協会には、長与町グラウンドゴルフ協会、長与町ゲートボール協会とそういう冠がつくわけです。この請願書には主語が抜けております。しかしそれは小さいことで、構いませんけれども、例えば、ターゲットバードゴルフ協会、ターゲットの後に丸ポツが入って、バードゴルフ協会、グラウンドゴルフ協会もグラウンドの後に丸ポツが入って、ゴルフ協会が付くわけです。そして1番問題なのはラグビー協会、長与町にはラグビー協会という協会は存在しないんです。長与町ラグビーフットボール協会というのはございます。

要するに、請願人の一部の皆さん方はそれぞれご自分の会長を務められる、あるいは顧問を努める会の名前が間違って議長宛てに請願書が提出されたと。これについてはどなたが作成されたか分かりませんけれども、私は、議会事務局にこの問題についてお尋ねをしたところ、議会事務局としては形式審査には何ら問題はないということでありま

すけれども、紹介議員として河野議員にお尋ねをしますけれども、こういった長与に存在をしない団体名とか、団体の名称を誤った請願書をチェックもしないまま提出をされたと。これは、私は議会運営委員会の時には何も申し上げませんでしたけれども、請願の審査の過程で明らかにすべきだと思ったもんですからしませんでしたけれども、この件については紹介議員としてどのように感じておられるのか、まずお伺いをいたします。河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

その辺については、確かに確認がされてなかったということは、大変申し訳ないし、 私の不徳のいたすところだというふうに思います。ただ、申し上げさせていただければ、 確かに団体名の名称等々が正確ではなかったという部分はあるのかもしれませんが、ぜ ひとも、こういう願意を受けて、この審査を続けていただきたいというふうに思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ありがとうございます。我々の委員会でこの請願問題について話をする時にもそういったことがあるけれども、皆さんの町民の声は大事にしなければならないということで、 審議はするようにしておりますので、申し添えておきたいと思います。

それともう1点は、各協会の会長名で提出されております。通常、こういう公式な文書というものについては、会長印を押して出されるのが筋だと思いますけれども、今回はそれぞれ会長の私印で提出をされております。基本的には団体名で請願をされるということであれば、それぞれの協会の役員会あるいは理事会といいますか、こういったところで協議をされた上で、請願を出そうということになっているのではないかという思いがしておりますけれども、こういう請願書という文書に公印を使わずに出した理由というのを、まず、それぞれ教えていただきたいと思います。

森山参考人。

〇森山泰夫君

私達は、毎月2日の日に福祉センターで役員会をやっております。そして、請願の話、 試合の日程の話、これも役員の了承を得て、そして請願書のメンバーの一人になるぞと いうことで、役員が10名程度おりますが、全部了解を得ております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

公印を押さなかった理由は何でしょう。 森山参考人。

〇森山泰夫君

公印を押さなかったというのは、特に指導というか指示というか、そういうことがなかったから押してないんです。僕はそう理解しております。何も悪意があって押してないとか、そういうものでありません。ただ、その辺を押し忘れたかどうかという、もう要らないんだろうというそういうことと僕は解釈しております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

質疑の時間がもったいないので、各協会とも恐らくそういうことであろうと、役員会等で協議した上で出されたというふうに私は受けとめたいと。

永友参考人。

〇永友勝洋君

先ほど申し上げましたように、浦会長が地方に出ていますので委任状をもらってきてます。読み上げます。公共施設の有料化に反対する請願について、一切の行動を一任します。長与ラグビーフットボール協会会長、長与ラグビースクール校長、浦敏明とあります。

〇委員長 (喜々津英世委員)

ありがとうございました。今読み上げられました協会名は、ちゃんとラグビーフットボール協会という正式な名称で書かれたということはご理解いただきたい。

それでは、私からは基本的な事項についての確認整理をさせていただきましたけれど も、ご協力いただきましてありがとうございます。

これから質疑を行います。ここで請願の審査にかかる審査は、委員会条例第26条の2第3項の規定により、参考人の皆さん方は委員に質問をすることはできません。委員は皆様方に質問をする。そして、皆さん方の意見を聴取した上で、この請願についてどうするかということについて、一定の結論を出すということになっておりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山口委員。

〇委員(山口憲一郎委員)

おはようございます。よろしくお願いいたします。只今、参考人の方からいろいろ説明がありましたけども、私が今から述べる質問と重複する点もあろうかと思いますけども、再度させていただきたいと思います。私は2点ほどさせていただきます。

一つは、公平性の担保の視点からの質問をいたします。今回の施設の使用料の見直しにつきましては、基本的な考え方として、受益者と町民全体の公平な負担を目指しております。当然ながらこれまで使用されてきた方々に負担がかかるわけですから、不満を持たれるのも理解できるところでございます。また、やや唐突的な見直し提案にも問題があったかと感じているところでございます。しかしながら、公平性の担保の観点から、受益者負担も町全体を見るときに必要な考え方であると思います。課題はあったかと思いますが、議会と行政については既に論議を行っており、4月執行延期で皆さんは何を求めるつもりなのか質問をいたします。それぞれ、参考人の方にお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

どなたからでも結構です。

森山参考人。

〇森山泰夫君

不公平、受益者負担、そういうことは今回の件には当たらない。というのは、例えば、不公平というのは何ぞやと。上下水道が今90%を超えております。まだ10%足らない人達、そういう人は不公平と思っているわけです。それでこの公平性というのは、あくまでも町が計画にのっとって、運動場、ソフトボール場、ふれあい広場、陸上競技場、それを延々として町民の健康増進、スポーツの振興を念頭に置いて、そして補助金をもらい、町費を使い、そして今日までやってきたわけです。まだ足らないものはたくさんあります。ですからまだ不公平でいっぱい、図書館にも不公平と思っている人もいると思います。ですから、この今回の使用料については公平性とか、そんなことは言わないんです。町民総参加であります。だから、それは山口委員の言うことについては、僕は賛同できないと。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他の皆さんはどうですか。意見があられる方だけでいいです。 永友参考人。

〇永友勝洋君

受益者負担というような、不公平があるのではないかということなんですが、もともと行政というのは、公共サービス施設、いわゆる公民館とか自治会とか、さっき出たようなグラウンドとかなんとかいうのは、公共サービス施設なんだからお金を取る必要ないじゃないかと、金が足りないなら他からとればいいのであって。そして、またそれを利用しない人は、入ってきて一緒にスポーツをすればいいじゃないですか。分かりません。議会説明会とか1月28日にあった時に、ある女性が、私はお金を払ってでも何にもしないでも、子供たちの運動している声を聞いているだけで満足です、という発言がありました。これは素晴らしいと思います。自分がしないでもお金は出すよと。しかし、子供たちに負担を求めることはない、ということだと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

山口委員。

〇委員(山口憲一郎委員)

ありがとうございました。 2点目の質問をさせていただきます。話が少し長いわけですが自分の思いを入れておりますので、申し訳ございませんけど聞いていただきたいと思います。 2番目の質問です。財政健全化の視点から質問をさせていただきます。町の現状を考える時、財政面から見て多くの課題が山積しております。高田地区、高田南区画整理も含めて開発促進や老朽化が進む公共施設への対処、生活インフラへの対応や少子高齢化に関する社会福祉費の増大、図書館建設の推進等々、早急に解決していくことが強く望まれている状況にあるわけでございます。自主財源の確保が厳しくなる中で、公共施設の料金見直しは町の財政健全化へ向けての一つの大きな施策として必要であると私は思っております。公共施設の老朽化への対処や日常的な管理費用などを考慮する

と、見直しもやむを得ないと考えているところでございますが、財政面から考えて4月 施行を延期することで何が効果があると考えておられるのか質問いたします。

よろしくお願いいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

森山参考人。

〇森山泰夫君

財政健全化とか、高田南区画整理事業、図書館、そういうものにひっ迫しているとか、それは当たり前のことであって、ただ今回の利用料はとにかく1,080円、無料、私言いましたように無料が一気に1,080倍になるということは、議員達は分からなかったのかなと。消費税でも分かるじゃないですか。3%、5%、8%、そろそろ上げている。一気に1,080倍というのは非常識だ。それを財政を健全にせないかんということにはならないんです。だから僕はそこに焦点を当てておるわけです。ですから、それよりも職員も11名か増員をしてみたり、公務員と中小企業との給料格差、大幅なものがあるわけです。ですから、そこら辺をもう少し行政改革を焦点を当ててゴロッといけば、こんなスポーツを全員で振興しましょうというときに、財政健全化、そこに焦点を当ててやるということについては、私は。今、ふれあい広場にしてもどこにしても電気代は取ってるじゃないですか。運動場の使用だけが無料、それを1,080倍にします。それを財政健全化というふうには言わないんです。あくまでも無料をベースにして上げるなら、そこが議員たちは目の付け所なんです。そこを考えてもらいたいというから、町民が今、怒り心頭にあるということを申し上げたい。

〇委員長 (喜々津英世委員)

内田参考人。

〇内田政信君

財政健全化の話なんですけども、これから先、高齢化社会に向けて、高齢者は介護予防のためにこういうスポーツとか何とかを今やっているわけです。したがって、これの有料化になると、高齢者が要するにスポーツをするとか、こういうような外に出て引きこもりもなくすという、これにかなり支障をきたすのではないかという心配をしております。したがって、私ども高齢者は介護予防のためにこのようなスポーツをしているのであって、介護保険を使うとすればどのくらい費用がかかるのか、その辺も一応議会でも検討していただいて、これの有料化をもう一回考えていただきたいという要望でございます。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川口参考人。

〇川口美人君

先ほどから財政面からの質問をいただいております。私は、公平性とかあるいは財政 面とか、そういうことは行政がやることだと。こう私は一貫してそういうふうに思って おります。他に答えは何も持ちません。これは議会が、なぜ行政と一緒になって実際、 町民の意見を聞く場が全くあってないわけですよ。それに持ってきて、財政面とか、公 平性とか、何をもって私たちにそういう質問をされるのか分かりません。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

請願の請願書の文書の中で幾つかお聞きをしたいと思います。請願理由の5行目に、 文化振興でも多くの町民が文化芸術に触れることで云々という文書がございますが、文 化振興という観点から文化協会との話し合いはされたのか。その点はいかがでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

協議をされたかどうかは定かではありませんが、ただ、議会の冒頭、初日始まった時に、囲碁の団体から要望書が出ていたのはあったというふうに思います。一緒の中で、取り組もうという姿勢はどうだったのかよく分かりませんけども、やはりこういう声はあると、私が聞く範囲でもやはりそういう声はあります。実際ここに請願人というふうな形で出てきてはいませんが、施設の有料化になるというのは非常に懸念しているということで、そういう話は実際交わしております。

○委員長(喜々津英世委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

今の紹介議員の答弁で理解しました。では今回、この体育協会の単位協会で5つの協会の会長、顧問が請願者となられているわけですけれども、他の協会の方、それぞれと話し合いを持つというか、協議をされたのかという点ではいかがでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

それも実際には直接聞いては、伺っておりません。ただ、以前聞いた意見、卓球関係者の意見だとか、そういう意見はあったというふうには伺っております。

○委員長(喜々津英世委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

あと2点お聞きしたいんですけれども、議会というのは2元代表制のもと、住民の代表ということでもありますけれども、今回の議案に関し周知、使用料値上げ等の周知徹底というのは、行政の役割だったというふうに思うんです。議決後のことですけれども。

それを受けて、町長に対するアクションというか、そういうものは起こさなかったのか、 その点ではいかがでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

森山参考人。

〇森山泰夫君

行政の役割、僕らは議会に12月に提案されて、そして議決になったということを風評で聞いただけ、決定したと。そして長与広報に出たり、そして議員報告会があったりしとるわけです。だからそれで僕らはびっくりして、これはいかんということで、体育協会緊急招集会議とかいろんなことが1月からずっと始まってきたわけです。

そして、ここに連名でこれだけが、それは22団体ある、それが全部並べれば1番良かったかもしれないけど、そうはいかんので、大方の体育館での意見は、全部出席しておりましたから、これについては僕は反対と。文化協会も積極的に来てないけど、我々スポーツの方面の請願であって、そっちも不満がありますよ。囲碁クラブとかいろいろあります。だからそういう意味でありますので、行政が、それに議会が、やっぱり勉強して反発しないといけない。そういうふうに思っております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

今、質疑の途中でありますけれども、サッカー協会の山内会長がお見えになりました。 先ほどの参考人の皆様方には、1人3分程度で今回の請願を出した、あるいはサッカー 協会としての思い、それぞれ協会としての思いを意見を述べていただきましたので、ぜ ひこの機会に意見を申し述べていただきたい。

山内参考人。

〇山内光二君

山内と申します。よろしくお願いします。今回の決定に関してサッカー協会としましては、毎年、指定大会とか開催しているんですが、それ以外の大会も開催をしてまして、一応減免措置の方で今回100%ということで聞いていたんですが、もうそれを聞く前の段階で議会で決定しましたということで話がありまして、ご意見をということで要望書という形で出させていただきました。今、サッカー人気もありまして、どんどんサッカー人口自体は増加しています。ですが町内の課外クラブ小中学校は実際部員がものすごく減少しています。

中学校に関しては合併で中総体に出るというような状況にもなっています。その原因となっているのが市内への、クラブチームへの流出なんです。それの原因というのが、やっぱり課外クラブの場合、学校の先生が中心になられているということで、どうしても先生方も時間がないと。それをどうフォローしているかというところで、外部の父兄だったりという方が自分の仕事を持っている状況でボランティアでやっていただいているということなので、実際十分な指導体制がとれないと。それを踏まえまして協会として、昨年度ぐらいに小中学校一貫のクラブチームというのを立ち上げました。専門のス

タッフがずっとついてずっと指導できるという体制を1チームだけですが作っています。 そのクラブチームに関しては、実際、今後料金の方が掛かるとなると、実際、月謝だけではクラブの経営自体がもう立ち行きません。そういう状況で、せっかくサッカーを長与町内で盛り上げて、将来Jリーガーだったり代表選手だったりというのを輩出しようとしている矢先にこの話だったので、ちょっとそれは待ってくださいということで、今回、請願の方も出させていただきました。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

どうもありがとうございました。それでは質疑を続けます。 川口参考人。

〇川口美人君

先ほどの金子委員の質問に私の所感を述べさせていただきます。今年の平成29年1月23日に長与町老人クラブ連合会とそれから私のグラウンドゴルフ協会、それからゲートボール協会、それからターゲットバードゴルフ協会、この4団体で教育委員会に公共施設の有料化についてということを申し入れをしております。それはもう私たちの申し入れだけで、受け入れる教育委員会の方からは何の結論は得ておりません。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

了解しました。では最後もう1点、また請願書の中身になるんですけれども、取り組んだ署名、これが短期間内に2,000人を超える賛同者、先ほどの説明の中に5,000の署名が集まったということであります。この署名の内容というのが撤回を求める署名ということになっていたかと思うんです。この請願の願意、内容というのが延期を求める請願書というふうになっておりますけど、その点の整合性の説明をお願いします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

私の聞いた範囲でお答えさせていただきたいと思います。まずやはりこの12月議会で有料化が決まったということで、やはり町民の方々が不安の声をどういうような形にしようという形で、まず署名が集まったと。署名行動が先に始まった。その後、どうやったらこういう問題を解決できるんだろうかということで請願が後から出たという形で、当然署名は撤回してほしいという声が集まって、それを受けて、ただ撤回だけではなかなか議員の皆さんも受け入れられないのではないかということで、とりあえず調査機関、協議機関をつくっていただいて再検討してほしいというところで、この請願になったということで、ですから請願に基づいた署名ではありませんけども、住民の皆さんがこれだけ多く不満の声を持っているということはご理解いただきたいというふうに思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

いいですか。他にありませんか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

この前の一般質問で紹介議員に質問をしたいと思いますが、この前の一般質問の趣旨は撤回を求めるというものが趣旨であったろうと思うんですが、今回は4月1日の延期を求めるというのが願意なんですね。そのことについて、紹介議員になっておられますけれども、その整合性についてどう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

私はあくまでも12月の議会でもこの議案等に反対したように撤回すべきではないかと思います。ただ請願をする方々が、そういう形ではなかなか議員の皆さんの理解も得られないんではないかという形で、こういう延期をして再度協議してほしいというふうに、いわば住民の皆さんの方が少し下がって皆さんにお願いしてるという形で、それについては私も賛同して、一緒に協議していきたいというふうな思いから紹介議員になっております。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

両面こう分かります。意味はよく分かるんですけども、河野議員としては、どちらが優先的に考えておられるのか、その点が不明で、こっちも、こっちもと。撤回をしなさいよといいながら、一方では延期してくださいと、それに対して紹介議員になると。主体性はどこにあるのかというふうに私は感じております。どちらにあるんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇委員 (河野龍二委員)

私の主体性は、町民の皆さんの声がどういう形で理解していただけるのかというところだというふうに思います。1番望んでいるのは署名でもさっき言われるように撤回なのかなと思います。ただいろいろ協議の中で、先ほど言われますように料金を設定した根拠等々が住民の皆さんに理解できれば、そういうところで判断が落ちつくのかなというふうに思いますんで、私の主体性は町民の皆さんの声が、町民の皆さんがどう理解するかというところだというふうに思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

違った視点からお尋ねをしたいと思いますが、全員に関係があるというふうに思うんですけども、4月のこの請願の趣旨の中にありますように、4月1日から施行するのを延期してほしいというのが願意なんですね。延期してほしいと、その延期というのはいつまで延期すればいいのかと、そういうことが不明であるんですけども、いつまで延期したらいいというふうにお考えでこの請願を出されたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川口参考人。

〇川口美人君

このことについては、4月1日からということになると、あと10日あるかないかの期間しかないわけで、そしてこの3月議会ではたしてこの私たちの請願を受理していただくにしても、十分な町民の意見が得られるだろうか、そういうことも考えております。だから、基本的には私たちはこれは撤回をしていただきたい。そのための町民の負託を受けて議会に席をおいておられる議員の皆さん方が、町民の意見を十分お聞きになって、そして本当に撤回をするべきか、あるいは自分たちがこの委員会で決めたことが、3月議会で決めたことが、これが妥当だということになるのか、そこら辺の期間が当然必要じゃないか。町民の意見を聞く場というのが、そう簡単にできることだろうか。私たちはこうして体育協会の公正な団体でございまして、体育協会が上部団体として私たちの上にあるわけでございます。だからいろんな角度からいろんな団体の意見、あるいはそれを集約をしてこのスポーツ施設、私たちのスポーツ団体の施設の利用に対しては、やっぱり窓口は体育協会ではないかと私たちはこう思っております。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

森山参考人。

〇森山泰夫君

4月からの延期、条例が4月1日から実施するとなっている。だから4月から延期してくださいという意味は議員は町民の代表であると。それをしっかり認識して1,080倍も一気に上げるということを、それは僕らにとっては由々しきことです。皆さんもそう思いませんか。だから一つここは一遍、議員の全協でも開いて、真剣に、そして、これをもう一遍廃案にして、そして調査特別委員会をつくって、そして是か否かということをした方が、町民4万人の期待に応える、これがやっぱり決めたからもういかんばということではなくて、皆さんもそこは、あいたちょっと急いだなと、こんなに声が上がったなということで、そこで負けて勝てというか、それが町民に対する1番の対策じゃないかというふうに思います。ぜひ、その辺も十分4万人の気持ちを考えて進めてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。いいですか。

安部委員。

〇委員(安部都委員)

請願人の意思はよく分かりました。今お聞きしていたところによると、早急に説明もなしに、町民の皆様方の理解もなしに、こういった議決をしたというところで、やはりお怒りになってるというところでありますけれども、皆様にお聞きしたいと思いますが、これをもし先ほど言われましたように1回白紙に戻す、撤回する、そうなった時に、例えばその間に、この請願自体は撤回でなくて要するに延期をするという請願でありますので、例えば、これを白紙に戻して条例改正でもなされた時、その間に期限はなしに町民への説明をしっかりとし、そして、町民がもしそこで理解をし、そして、例えば撤回をするというのではなくて、いや、これはもう仕方がないから私たちも支払らおうじゃないかというような多くの声が聞かれましたら、皆様方はその辺りはどのように、いたし方ないと思うのか、その辺りまでの覚悟は決めていらっしゃるんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

質問の趣旨は分かりましたか。 永友参考人。

〇永友勝洋君

もし延びた場合に、町民の意見がこういうことだと、間を取ってこれくらいだということになれば、それは従います。ただ一つ聞いてほしいのは、今日の傍聴席を見られたら分かると思うんですけど、もうそろそろ若い人の間に不満の声が出てきているんですよ。今、申し訳ないけど老人とかスポーツ団体のコーチとかいうのは問題になっていますけど、学校の先生がほとんど内容を知りません。だから、学校の先生、忖度したのか知らんけども、おれたちはもう行かれないとかもしれんと思っているかもしれないけど、そこの末端の末端まで話をして、話し合ってしっかりしたところまで待って、たぶん僕は成人、青年、小中学、65歳以上という以外の真ん中のとこに、だんだん不満が出てくると思います。だから、もし4月が延びて待つとして、町のその意見がこういうふうにして手を打てとか何とかあったら、それは町民の意見ですから聞かざるを得ないと思います。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

この請願の中に、請願趣旨が町民の十分な理解が進んでいない中での4月施行を延期し、議会行政が十分な協議を行うことを求めます、のみなんですね。先ほど言われましたように、白紙撤回とか調査特別委員会をつくって、しっかり是々非々を問うその協議をするべきだというようなこの内容は全くないので、その辺りはどうして記述をされなかったのかちょっとそこを教えてください。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

まさにこの町民の皆さんの声が全く有料化については反映されていないというふうに 私も思っております。そこで4月1日からの延期がされると、そこに町民の皆さんの声 を聞くことができると、そういう思いも、声も聞いて、ぜひ判断していただきたいとい うのがこの請願の趣旨であると思います。ですから、いろいろ調査をする中で皆さんの 声を聞けば、これは撤回しかないというふうになるかもしれませんし、いやいやこうい う数字でというふうなところで落ちつくところも出てくるかもしれませんけども、それ も含めて町民の皆さんに理解できるような協議をしていただきたいというふうに思う内 容だと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他にありませんか。

森山参考人。

〇森山泰夫君

町民の理解を得られないまま、僕に言わせれば、請願書が出てきたわけですけれども、 皆さんは町民の代表で選挙で上がって議員になったわけで、あくまでも町民を思っとか んばいかんわけです。しかし、議員に一旦なっても、一軒一軒ごめんくださいごめんく ださいと聞いたことありません。こういうことを各団体は言っとるなと、障害者団体は 言っとるな、ということをもう100点にしてやるわけです、議員は。だから、それを もう一遍あなたがたは住民の立場に立って、この請願の中身をどうのこうのじゃなくて、 大体一遍勉強しろと僕はいいよる。調査特別委員会をつくって、いろいろな特別委員会 つくっとるでしょう。報酬審議特別委員会とか、それと一緒でこれも使用料特別委員会 をつくって、そして、もう一遍ねじり鉢巻でやってみんですかと。最後に請願が遅れば せながら出た、もうこうせんばどうもならんと、署名を幾ら出しても、もう議会は聞い てくれんとやから、これが最後の僕らのチャンス。だから、そこを十分に住民の代表で あるあなた方が、これを本気になって受け止めてくださいと。それは受益者負担と公平 とかあります。しかし、一方にはスポーツ振興計画、社会計画、それをして、何十年と かけて不公平のないようにしてきたわけです。金の中で。全部不満があります。まだあ ります。だから、それは議会の代表が、そのために15人が頑張ってやらんと町民も助 からんわけです。ですから、どうぞそこの辺を理解して、早急に、まだ暇が8日ばかり ありますから、調査特別委員会つくるか、これは廃案にしてね。してくださいというの が切なる願いであります。

〇委員長(喜々津英世委員)

川口参考人。

〇川口美人君

これは、私たちはスポーツを通じて、行政に町民の健康維持のため頑張っておるわけ

でございます。そのスポーツを担当、そういうものを担当する教育委員会には体育指導員とかあるいはスポーツ振興審議会とか、そういう組織が執行機関にあるわけで、この問題についてスポーツの振興と、そして財政面のこと、あるいは公平的なこと、そういうふうなことを何をして、一緒に考えて、こういうふうに12月議会で決定をされたのか、私たちには全く分からないわけです。だから先ほどから各参考人の方が言われるように、もう少し町民の皆さん方、一方の行政側だけの話を聞くんじゃなくて、その話を聞くならば町民の話もやはり聞く、聞く耳というのは、こういった体育協会を構成しとる各種団体じゃないか、スポーツ団体じゃないかと私はそう思ってるわけです。だから、それが全くなされてない。その中で、一方的に行政サイドでどんどん料金の改定がなされて議決をされた。だから議決をされた皆さん方は、当然そういうことをおっしゃるでしょう。しかし、ここはひとつ泥をかぶる気持ちで、ぜひ一つ、採択をしていただいて、そして行政に議会として決議をしていただくよう、私は特にお願いをしたいわけでございます。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

他に、ありませんか。 安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

皆様には日ごろから、本町の体育振興にご協力をいただいて、大変ご尽力をいただいていることは十分理解しております。この度の条例改正につきましても、町民の皆さんに議会の審議の中でも、我々も申し上げてきたんですけれども、十分な説明を行っていくような事前の説明がなかった、それは皆さんのご指摘のとおりだと思います。事前の調整がなかったのは、そこは役場側も進める上で、住民への配慮が必要でなかったかというのは十分議会も理解しております。重複する部分があるんですけれども、先ほどから紹介議員に対して、その請願の趣旨関係はお聞きしてたんですけれども、まず初めに、請願者5名並んでいらっしゃるんですけれども、どなたがいわゆる代表と申しますか、先頭をきって音頭をとられてされているのか。というのは、おっしゃってること聞くと、若干まちまち、ばらばらな部分があるんですよね。ですので、私、その方にお聞きしたいなと思うことがあるので、どなたなのか教えていただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川口参考人。

〇川口美人君

私は先ほどから申しておりますようにスポーツ団体です。各単位の各クラブの団体でございます。それは大きく長与町のスポーツ振興を進めていく長与町体育協会という組織があるわけでございまして、その組織がまず中心になって動くべきではないかと。そして、その体育協会が、今私たちがこうして申し上げることを一括して、やはり調整をしていただいて、本当に体育協会として料金の改定をするべきかということを最終的に

体育協会が答申をして、そして、議会にそういうお話があった場合に、教育委員会なり そういった関係機関と話し合いをされて、やって、当然私たちは各単位協会ではばらば らの考え方があります。スポーツの取り組みに対して、そういうことです。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

私の聞き方が悪かったのか、再度質問いたします。この請願書に関して5名の方がお 名前を上げられてますけれども、今いろんな意見を拝聴する中で、多少、温度差がある というか、ニュアンスが違う、求めていることにニュアンスの違いを私は感じられます。 ですので、私が今から質問したいことは、やはりこの請願書を作られた方と申しますか、 趣旨をしっかりと1番中心となってやられた方がいらっしゃると思うんです。その方に お聞きしたいと思いますので、その方が誰なのかということをお尋ねいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

実際、請願者の方々にお願いされたのは、本日来る予定だったんですけども、どうしても大会があるということで、前議長の西田さんがいろんな形で声を掛けていただいたと、私にも相談があったということです。だから、今日、ちょっと残念ながら大会があって来れないということです。

○委員長(喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

どなたかが代表して答えていただいていいんですけれども、代表して答えていただかないと長くなりますので端的に答えていただきたいんですけれども、先ほどから紹介議員には質問がいってますけれども、今回の請願は公共施設使用料の4月施行の延期を求めるという趣旨です。私が解するに、というか一般的にこれを解するには、条例自体は認めます、ですがその執行は延期してください、というのがこの請願だと思うんです。私はそう解するんですけど、それでいいんでしょうか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川口参考人。

〇川口美人君

この4月1日の施行に対する延期ということの質問でございますけれども、この件については、先ほど私が申し上げましたように、私たちは町民として、議員の皆さん方が町民の負託を受けて、そして、長与町の健康な町づくり、あるいはスポーツを通じて町づくり、コミュニケーションを図っていく、そういうことを大きな柱として、皆さん方も一昨年の4月22日の一般町議の選挙の時、広報にちゃんと載せてあるわけです。例

えば、老人に優しい町づくりとか、あるいは子ども達の健全育成の問題とか、諸々、各議員の政治心情を広報に上げておられます。私は全て持っております。そういう中で、私達は、やはり先ほど言いましたように撤回が主です。ただ文章に4月1日は延期ということを記録してありますが、結局はじゃあ済んだらば、採択をしていただいて、即、執行側と話し合いをされて、延期しましょうか、あるいは撤回しましょうかと結論が出ないと思います。そういう簡単な問題じゃないと私は思っとるわけです。そういう意味では、当然、目的は撤回ですけれど、それを撤回するためには4月1日の施行を待ってくださいというのが私たちの趣旨でございます。ご理解をいただきたいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

この請願が提出されたのが2月24日となっております。この請願を出された時点では、町のいわゆる減免規定というのはまだ固まってなかったと思います。今、先ほどから1,080円、1,080円とおっしゃっていますけども、これは減免規定がなされる前の金額だと思うんですよね。間違いないですね。ですので、その24日の提出された後に、実は議会自体にもこの提出後にしか説明があっていません、減免規定が。説明があったのが、教育委員会からいただいた資料、町からいただいた資料では2月27日、この提出後の4日後にいわゆる減免規定が議会の方に示されました。その後、翌日に、スポーツ振興審議会と、いわゆる町の皆さん達と思います町の体育の単協の代表者会の方に減免規定が説明されております。ということは、請願が出された時点以降に、町は進めているわけです。請願文書の中にある小手先の対応、町長が新聞報道でも町民の意見を聞きながら研究していきたいとありますが、聞こえてくるのは小手先の対応であり、ということで、この小手先の対応自体もまだ決まってなかったと思うんです。この請願が出された時点では。その点について、まず時系列を今並べて申し上げましたけども、この請願は、その後に町は対応を行っているのに、まだこのままの状態で出てきている、この件についてお尋ねいたします。これはどなたでも結構です。

○委員長(喜々津英世委員)

森山参考人。

〇森山泰夫君

1,080円とか、12月議会で長与町都市公園条例の一部を改正する条例、これが長与総合運動公園広場トラック、町民1時間当たり1,080円、ふれあい広場も1,080円、12月議会に議決されてるわけ。そして今、私たちがその後、右往左往して請願したり、それが今日です。だから、12月議会でもうこの条例が出てるんじゃないですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

紹介議員、それでよろしいですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

請願を出す中での相談を受けた中で、まさにここに聞こえてくるというのは定かではないですが、自治会がただになるだとか、高齢者がただになるだとか、そういう話で漠然としか出てきてなかったというところで、減免の出る前の話で、まさに聞こえてくるという情報で入ってくるというふうな意味では、そういう話が出てきたということで、こういう文言を入れた方がいいんじゃないかという話を聞いておりました。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員 (安藤克彦委員)

請願はこの日じゃないと出せなかった、というわけではないと思うんです。その後に も出し直す機会はあったんじゃないでしょうか。議会運営委員会後でも出せなかった、 ぎりぎりだったんですね。分かりました。すいません。今、おっしゃられたんですけど、 いわゆる減免規定が働かないまま皆さん達に結構周知をされてしまって、そこは町もち ょっとまずかったと思います。料金表だけパーンと出して、減免規定も出さずに、議会 は額面どおりの金額を見るしかないです。減免規定なんか全く書いていませんでした。 その中で、私のとこに来た意見では駐車場が有料になるぞと。議会の中ではきちっと説 明があったんですけども、料金表だけ見て、かなり間違った情報がばあっと広がってた んです。駐車場が体育館使用料よりも高かったんじゃないですか。それを見て町民の方 は、ばあっと飛びついたと思うんです。私のとこにも連絡とかメール等で問い合わせが 来ました。いや違うんですよ、あれはあそこを占有する場合、業者とかが出店とか出す ような占有する場合には有料になるけども、町民は無料ですよという説明をしたら、そ うなんだと納得した方もかなりいらっしゃいました。幾つか、さっきから質疑を聞いて いる中で、今までは長与町の公共施設は全て無料だったが、という認識を皆さんお持ち のようなんですが、実際は違うんですよね。かなりの公共施設で有料化されてる部分も あるんです。例えば、テニス広場、ふれあいセンターのテニス広場、町民プール、丸田 温泉とかのお風呂関係も全て無料じゃありません。有料です。全て無料という認識が皆 さんあるかもしれないけども実は取ってるんです。あるいはグラウンドを使うのはただ だけども電気使うのは有料です。各施設もそうです。公民館でも電気代は皆さんから徴 収してます。そういった認識も、署名された方々には浸透してない方がかなりいらっし ゃったんではないかなと私は推察しますし、実際署名された方が来た時に私が説明した ら、そんなの知らんやったというお話もございました。今の各施設、有料施設もあると いうことですが、皆さん達の使ってる施設は今無料かもしれませんけども、その有料施

設を使ってる人達のことは皆さん達はどう考えるのか、ですよね。実は昨日の委員会の中で町から資料を出していただいたんですが、各施設のいわゆる使用料等掛かる経費の比較です。掛かる経費に対して何%が使用料で賄われているかという資料をいただきました。詳細は、まだ公表するのは待ってくれと言われたんですけれども、一つ言えるのは、先ほど説明したテニス広場だって、ほぼ90何%が利用料で賄われてるんです。利用者は高い料金を払ってます。それでも何の意見も出てきませんし、今回の件では他の施設は取りよらんやったと、という意見も出てきました。その件に関して、皆さんたちは無料かもしれないけども有料で払ってる人がいるという現状、その点についてどなたかご意見をいただければと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

川口参考人。

〇川口美人君

今、有料の施設もあるということをおっしゃいましたけれども、十分私も皆さんもそ うだろうと思いますが理解をしております。何でかといいますと、プールは浄化槽ある いは機械、その他の償却資産も相当あるわけです。それとテニスコートは全天候型とは 言いませんけれども人工芝です。それだけ金を掛けておるわけです。だから途中で使用 料金を徴収するようになったわけじゃなくて、冒頭からやはりそれだけ金を掛けとる、 あそこの運動公園一帯の施設を整備するため。昔は西彼開発公社という行政の肩代わり をする組織が、時津、長与、多良見であったわけです。それが町村合併のために崩壊し たもんですから、結局はそれも解散になりまして、西彼開発公社で県の開発公社が埋め 立てた地域なんです。それは企業用地としてやった土地です、運動公園一帯は。それが バブルの崩壊で企業が来ないということで、結局は桑原ですか、あるいはララコープで すか、あそこら辺りが少し企業が入ったぐらい。あとは運動公園に整備をして町が買い 取ったわけです。それは西彼開発公社が肩代わりをして買い取って、そして町が分割し てずっとその支払いをしていったと。その時に整備をしたのが、結局、プール、あるい はテニスコートです。その奥の方には岡岬のアパートです。そういう整備をして金を掛 けとるわけ。だから、その分を利用者の皆さん方からいただこうというのがそういう整 備になっとるわけ。これはもう堂々と私は言います。当時、携わってきましたもんです から。ですから、それと運動広場との利用を一緒に考えてもらったら大きな間違いです。 そこら辺をもう少し議員の皆さん方も勉強していただきたい。

〇委員長(喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

利用する町民には、それは関係ないことですよね。今皆さんがずっとおっしゃってきたことは、今の発言と全く食い違うことじゃないでしょうか。整備のされ方は利用する人たちにはそう関係ないんじゃないでしょうか。紹介議員いかがですか。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野委員。

〇議員 (河野龍二議員)

確かに有料施設があります。それぞれ考え方があると思います。有料になった背景なんか、以前議員だったんで。ただ私は、やはり冒頭述べた、なぜ有料化にしなければならないのかというところから、先ほど安藤委員も言われた各施設の経費と収入がこの委員会で出たというふうな話がありました。じゃあなぜもっと前に出さないのかと。私、一般質問でやったように、そういう情報が全く知らされないまま議案が提案されたと。利用の公平性の負担の問題も、議会の中でお話聞くと全く根拠をつかんでないというところがあります。町が提案した内容が全く理解できない状況。ここは、やはり住民の皆さんにしっかり説明すべきではないかと。それがなされてないという状況のまま4月施行は止めるべきだというふうに思います。先ほど有料化の問題も私は、この請願の趣旨とはちょっと違う形で聞いていただきたいと思うんですけども、今後はそういう観点で検討すべきところではないかなというふうに思います。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

その数字というのは、一覧を出していただかなくても決算資料等を集計すればある程 度は議員も把握できる数字です。今、経緯が、昔のことならばあれというふうな発言が あったのですけど、私は納得いかない。皆さんがおっしゃる意味は分かるんです、一部、 片面で。ただ片面ではいわゆる財政健全化とか公平性の担保ということで、皆さん達は お金を出すのは、町民から取るのはおかしいと。でも町民から取るのはおかしい、町が それを補てんする、いわゆる運営費、掛かる経費は町が負担すべきだとおっしゃるんで すけども、町が負担する経費というのは国からお金をもらえるわけでもなし、何かどっ かからのお金が飛んでくるわけじゃないんです。実際はめぐりめぐって他の人が納めた 一般会計という町のお財布がある、元議員もいらっしゃるんでよくご存じだと思います。 一般会計というお財布がある、そこには使用料とか全部入ってくる。でも使用料が入っ てこないと、別に使うべきお金を結局そっちに回すという、めぐりなんですよね。とい うことは、どこかしらに使用料を負担していただかない分、どっか他の人達の分が他に 充てられる事業のお金が結局なくなるから、そこから持っていかなきゃいけない、とい う論理になるんですけれども。分かるんです、私もそうです、何でも無料がいいと思い ます。1番それがいいと思います。町民のためには。丸田温泉だって無料がいいと思い ます。でもそうならない今の財政、節約せろと。体育館の説明会では、職員の人件費を 上げて、職員も一生懸命働いて家庭持ってやってるわけです。そこを皆さん達はご理解 いただけないのかなと思うんです。実は先ほど川口参考人からもお話がありましたけど、 私もこの有料施設の使用料が始まった経緯を昔の議事録を紐解いて調べさせていただき

ました。実は以前からあったと、以前からそういう経緯があって徴収を始めたというの も私調べました。1番最近といっても平成4年の話ですけれども、平成4年の3月議会 だったんですが、この場で以前は今のふれあい広場という部分は使用料条例が別に設置 をされておりまして、ふれあい広場の設置及び管理に関する条例というのがございまし た。これを平成4年の3月議会の中で廃止して、今回の条例と同じ都市公園条例の中に 組み込むという改正条例が同時に提出されております。使用料を取るっておかしいと言 いながらも、一部自分たちには関係ないところの使用料の条例の改正には、実はこれ賛 否も全部私調べたんですけれども、この場にいらっしゃる紹介議員の河野議員と参考人 である川口参考人は、当時議員として、これは賛成されてるんです。議会の中で。昔の ことでご記憶にないかもしれないですけれども、その時に、誰も反対討論もなく全会一 致ということで議会の中では可決されておりました。で、今、自分たちが取られそうに なると、紹介議員はちょっと違いますけど、こういった動きをされる。さっき私が前段 で申し上げました公平性の問題です。自分達が出さなければ他の人達が出さんばいかん、 あるいは借金として後世に子供たち残していかんばいかん。実際、長与町の起債、借金 も相当長くあります。財政、豊か豊かと思われてるかもしれませんけど、時津町にはる かに抜かれてます。借金の額では。借金の額でははるかに抜いてます。そういった長与 町の財政のことを考えて、やはり今回はできるだけ負担が少ないように減免措置もある 程度整備されました。少しでも出してくれんですかというのが私は町の今の姿勢じゃな いかなと思います。昨日の審議でも、委員会審議の中でもそうでした担当所管は。声を 上げるのは間違いじゃありません。私はいいことだと思いますが、やはり皆様方も理解 をする姿勢というのを持っていただけないかなと。実は反対の意見はたくさん聞きます。 でも、実は私のところにも、メールで、結構皆様方に対する批判も多いです。ですので、 やっぱり理解してほしいというのが私の意見ですけれども、この件について、先ほどお 二人を指名しましたので、川口参考人と河野議員に、自分たちが可決してきたことと今 後のこの取り組みについて、ご意見というか質問したいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

お二方に意見を求めたいと思います。まず、川口参考人。

〇川口美人君

只今の安藤委員の質問に対して、当時、出された使用料の制定に関する条例に対する 賛成という形の中で、私もやっております。その当時、私もソフトボール協会の会長を しておりました。あるいはスポーツ振興審議会の委員もしておりました。非常に二足も 三足もわらじを履きながら町のスポーツ振興に努力をしてきた1人でございます。その 時に行政側と話をしたのが、一応、条例は制定するけれども減免に体育協会の名前を前 面に出せば措置を講じましょう、ということになったわけです。ただし電気代は、当然、 減免措置にならんやったと。極端に言いますと。だから、使用料と電気代はこの全く別 です、ご案内のとおりです。だからそういうことで理解をし、ソフトボール協会の早朝 ナイターの使用はご案内のとおり毎年50何回やっております。そういうスポーツの振 興に関して、私は行政側と十分掛け合いをして行政の味方にはなっておりません。行政 側が言うことは確かに理解をしながら、そして、それを町民に負担を掛けないようにど うすればいいのかという事を常に考えながらやってきたのが、結果はそういうことです。 以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

河野議員。

〇議員 (河野龍二議員)

先ほど安藤委員から指摘されたことは、大変申し訳ないですけど全く記憶にないです。そういう意味では、私は、その当時非常に勉強不足で認識できなかっただろうというふうに思います。その反省に立って、ぜひ今回は、先ほど言われた安藤議員の住民の皆さんにもぜひ理解してほしいと。やはりこの行為がなされてないと、ここが問題だと、この本質の。何度も言いますけど、町が出した根拠がまったくこう理解できないと。そこをもう一度やはり検討すべきではないかと。そのためにも一定期間を延ばして、協議をして、理解を得てほしいと思うなら、その努力をすべきだというふうに思います。それでも、やはりまだ住民の皆さんがそれに納得できないというような形になると、一定の変更もまた撤回も必要になるんじゃないかなというふうに思います。大変、先ほどの議案の問題については、これもまた冒頭で陳謝しましたけども不徳のいたすところで、非常に間違って対応したことが、そういう指摘されたことだというふうに思いますんで、これもぜひ謝罪したいと思います。

〇委員長 (喜々津英世委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

実は、私も今日ものすごく緊張してます一般質問よりも。先輩議員を前にして、こういった粗探しじゃないですけども、しなきゃいけないというか、結局何とかして崩さないといけない、私は賛成した立場でしたので、12月議会で。すごく心苦しい面もあるんです。そういった皆さんにこういったことを申し上げるのは心苦しい面がありますが、これも仕事ですし、きちっと事実をいろいろ明らかにしていかないと、という部分があります。では最後ですけれども、実は先ほど申し上げたんですけれども、署名のやり方と言うんですか、皆さんからたくさん意見が上がってきているというのは何回もいろんな場面でお聞きしましたけれども、有料化の撤回を求める署名が中心だったということをお聞きしました。その署名を集める中で、これも私のとこに来たご意見で、かなり正確な情報がなされてなかった上での署名が集められて、これは公的な署名じゃありません。選管に届け出る、いわゆる直接請求等はありませんので、あくまでも私的な署名ですのであれなんですけれども、署名の集め方としてどういう形でされたのか。実際、私のとこに来たのはもう紙だけ回ってきて、私のところにきたメールを紹介しますと、子

供の部活で使用料が無料になる署名が回ってきました。部活で運動場を使うのも有料になると言ってました。本当ですか。お子さんの部でも署名をされてますか。と私のとこにきたんです。これ事実じゃないと思うんです。一部、子供の部活で使う、この方は後で聞いたのですが、子供の部活動で土日に使う場合も有料になるというふうな形で署名が回ってきたと、部の方達から。署名、ごめん、してしまったとけど、と言うんです。事実ですか。いや違いますよ。子供の課外クラブは無料、有料という話は聞いてません。こういった情報が、署名を出される方がそういった形で説明されたかどうか分からないですけれども、この署名の集め方については、どのような形でされたのか、ある程度明らかにしていただければと思います。実際に2,000名という数字が出てますので、お尋ねいたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

永友参考人。

〇永友勝洋君

時系列的に言えば、長崎新聞が出た、長崎新聞2番目の記事が出た、この署名について最初は2,000名超すかどうか。2回目の記事の時は3,600でした。今、後50名ぐらい集めれば5,000を超します。署名について僕らが一軒一軒お願いしますと回ったわけじゃありません。長与の総合グラウンドで、あるいはふれあいで、県下の少年のラグビー大会をやります。その時、話します、僕が。実はこういうことになってるんで署名をお願いしますと。子供でもよかとねというような質問がきます。結構です。町内じゃなくてもよかとね。よかです。ここを使って僕らは一生懸命練習しよることが皆さんの役に立てば、皆さんと一緒に練習もするし、いいんですよ、どうぞと。だから先ほど話したように長与町は全体の5,000のうちの6割強です。5,000人もおればいろいろ言われます。どこがどがんなっとっとね。それは僕に言ってください、そがんとは。分からんですたい、何でそがんこと言いよっとかと。違うやろと、あなた言えんでしょう。いやいやこういう質問がありました、と言うでしょう。いやいや誰かに聞けばよかとさ。そうしたら僕のとこに回ってきます。体協に聞けばよかですたい。

〇委員長 (喜々津英世委員)

少し熱を帯びてきました。

ここで、場内の時計で11時40分まで休憩をいたします。

(休憩 11時27分~11時38分)

○委員長(喜々津英世委員)

それでは休憩を閉じて、委員会を再開します。

質疑ありませんか。ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

参考人、それから紹介議員の皆様、大変長い間、ご協力をいただきましてありがとう

ございました。皆様方の願意は十分に私たちも理解をしたつもりでありますが、それぞれの議員の考え方もございます。この後、討論採決という手順を踏んでまいりますけれども、一旦、これで参考人、紹介議員からの意見聴取を終わりたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (喜々津英世委員)

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほどの質疑等を踏まえて、これから討論を行いますけれども、まず、反対討論はありませんか。

山口委員。

〇委員(山口憲一郎委員)

先ほどの質問の中でも考えの一部を申し上げましたけども、私は請願に反対の立場で討論をいたします。今回、公共施設料金の見直しにつきましては、誰でも値上げは嫌なものですから反対される皆様の気持ちは理解できるところでございます。いろいろな方々のご意見を聞くと、利用するならば費用負担は普通のことではないかとの声もあります。また、施設の管理運営や補修などを考えるとやむを得ないとの声も多く寄せられているところでもありますが、そのような双方の意見がある中で減免措置の改善が出され、今後もいろいろな意見は聞いていくとの町の回答もあっていますので、利用料金の4月施行延期は必要ないと考えております。よって、この請願に反対いたします。

○委員長(喜々津英世委員)

次に、賛成討論ありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

請願1号の公共施設の4月施行の延期を求める請願書の採択に賛成の立場で討論を行います。受益者負担とか負担の公平性の問題等もありますけれども、こうした点については本会議の中で全体的な考え方も含めて討論を行いたいと思いますが、本日の委員会では端的に行いたいというふうに思います。12月議会で打ち出されました公共施設の有料化議案、これは可決後に本当に多くの町民の皆さん、利用者の皆さんを巻き込んで今日に至っております。こうした中で私は12月議会の総務文教委員会の審査の会議録を再度確認させていただきました。有料化に賛成した同僚議員の方も、この中で多くの施設をいっぺんに上げた場合に3か月という周知期間では足りなくて、改正は4月1日にされたとしても、その後も半年ぐらいかけてじっくり住民に納得していってもらえるような周知が必要になっているところが他の自治体であるようだと。可決から施行までの期間が短くて住民への説明に要する時間が足りないと。賛成した議員ですらこうした心配する質問が出されておりました。私も本会議の中の反対討論の中で、この問題は必ずしや利用者に不満と混乱を生じさせることになります、このようにはっきりと申し上

げまして、執行当局、町当局に警告をしたつもりであります。このような議会からの懸念や意見に対して町当局はそれを全く参酌せず、たった1枚の紙切れでもって自治会回覧を行いました。私はこれを見て、まさに今、主権在民と言われておりますけれども、江戸時代のお触れ書きのような町の対応だったというふうに思います。これに町民の皆さんが不信感を顕にしたと、これは当然のことだというふうに思います。今回の請願でありますけれども、この請願の理由として趣旨を見てみますと、まずもって現状を調査して、議会と行政が十分な調査を行うことを求める、極めてシンプルな内容だというふうに思います。現在、町民の中にも私も聞いておりますけれども有料化でいいじゃないかという意見もあります。また反対だという意見もあります。それぞれ考え方があると思います。そうした声を、公共施設とは何か、そして社会教育に対する費用負担はどうあるべきかと、こうしたことをもっと議論を行ってほしいと、もっともな住民の皆さんの意見ではないかというふうに思います。そういう理由で、本請願を採択するということに賛成の意見を申し述べます。以上です。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、請願第1号、公共施設使用料の4月施行の延期を求める請願書の件を採決します。本請願の採決は起立により行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数。

よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

これで審査を終わります。

場内の時計で13時15分から再開をいたします。

(休憩 11時48分~13時12分)

〇委員長 (喜々津英世委員)

こんにちは、休憩を閉じて委員会を開きます。

平成29年第1回長与町議会定例会本会議で本常任委員会に付託を受けました議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

本件に係る審査については、3月14日に関係各部課長の出席を得て審査を実施しま したので、本日は討論及び採決のみを行います。

それでは、これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、賛成反対、いずれでも結構です、ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算の件を議題とします。 本件に係る審査は3月15日から21日までの4日間、関係各部課長の出席を得て審査 を実施しました。

本日は討論及び採決のみを行います。

それでは、これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算に対し反対の立場から討論を行いま す。27年度の予算の中身をさまざま見せていただきましたが、住民からの要望とか、 あるいは議会、議員からの要望を取り入れた、一定評価ができるそういう施策も見受け られます。しかし、例年これは申し上げておりますけれども、種々の大型開発事業によ って財政的な負担がより顕著になりつつあるのではないか。この点が非常に危惧をされ ているところであります。私どもはこうした点について、この間、縮小するなり、ある いは見直しするなり、そういう措置を早くやってほしいということを例年申し上げてき ましたけれども、本当に今現在、厳しい状況になりつつあるのではないかと思います。 もちろん、今後、見直しをやっていくということではありますけれども、現段階で29 年度の予算においても、まだまだこれで解決するという見通しが立っているという状況 にはないというふうに思います。今現在、地方創生ということで、地方で自立していく ためにいろんな雇用の問題とか、人口を増加させる施策を取り組んでいかなければなら ない、そうした財源、予算等を作っていくにあたって、やはりこうした大型の事業の見 直しが必要でありますし、こうした大型の事業が財政負担の足かせとなっているという ことをやはり今回も指摘をせざるを得ないと思います。冒頭申し上げましたとおり、住 民の皆さん等のそういう指摘を受けた評価もあります。評価できる点もありますけれど も、全体的な構造という点では、まだまだ矛盾を解決する、解決できるという状況には 至っていないということによりまして、この29年度の予算に反対いたします。

〇委員長 (喜々津英世委員)

次に、賛成討論ありませんか。 金子委員。

〇委員(金子恵委員)

私は議案第17号、長与町一般会計予算に対し賛成の立場で討論いたします。29年 度予算は、一部経常的経費についてはマイナスシーリングの設定、補助金の見直しなど、 予算編成において各所で財源確保に努めています。そして、長与町まち・ひと・しごと 創生総合戦略、長与町第9次総合計画を推進していく中での子育て支援、高齢者、障害 者福祉、健康づくり、安心安全のための施策など、さまざまな分野において十分な予算 が計上されていると考えます。避難行動要支援管理事業は要支援者名簿支援情報をシス テム化、子育て世代包括支援センター事業の拡充、健康づくり、高齢者運転免許自主返 納奨励事業は、今後、周知も尽力をいただきたいと思います。そして、公共施設の管理 に関しましては、劣化状況を個別に検査をしていくということで、そちらの方も総合的 な管理の推進に努めていただきたいと思っております。また、5月末にオープン予定の 大型商業施設は本町の商業中心部として多くの来客が予想されるところであります。し かし、喫緊の課題である中央商店街、個人商店への人の流れを考えた施策は、これとい った対策は見出せない状況です。今後も長与町全体の商業活性化を盛り込んだ政策に期 待したいと思います。以上、今回の予算審議でもさまざまな意見も出ましたが、住民の サービス向上、安心安全な暮らしにつながる成果の出る事業へとより精査をしていただ くことを強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○委員長(喜々津英世委員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です。ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算の採決は、会議規則第81条の規定に基づき、起立により行います。

原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の審査はすべて終了いたしました。

これにて散会します。お疲れ様でした。

(散会 13時19分)

委員長